

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 31 日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

被災者の要介護認定事務の取扱いについて

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震により被災した市町村及び被災した市町村から避難者を受け入れていただいている市町村（以下「避難先市町村」という。）における要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）等の事務の取扱いについて、地震による災害対応業務が落ち着き、通常どおり要介護認定の事務が可能となるまでの間、下記の対応を可能としますので、被災者への適切な要介護認定が行われるよう、管内市町村等に周知いただきますようお願いします。

記

1. 要介護認定等の事務の代行について

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護サービスが必要となった場合（心身の状態が変化し、要介護認定の区分変更が必要な場合や、避難前に受けていた要介護度が不明の場合を含む。）の対応として、避難先市町村においても、避難前（住所地）の市町村（以下「避難元市町村」という。）から要介護認定等の事務の委託を受けることにより、要介護認定等の事務を代行することが可能であるので、積極的に活用していただきたい。

その際の取扱いとしては、以下の事務連絡（参考 1）においてお示ししたとおり、避難先市町村において要介護認定等の事務を代行した上で、事後的に避難元市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えないこととするが、認定の重複等を避けるため、可能な範囲内であらかじめ避難元市町村と連絡を取る等、適切な対応を図られたい。また、避難元市町村から避難先市町村への事務委託等の手続についても、災害対応業務が落ち着いた後に行うこととしても差し支えないこととする。

なお、市町村を越えて避難してきた方であっても、既に要介護認定を受けている方については、避難前の要介護度で介護サービスを受けることができることを申し添える。

（参考 1）令和 8 年熊本地震に伴う災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について（令和 8 年 7 月 28 日付け事務連絡）（抄）

1. 各サービス共通事項

（1）避難先市町村における要介護認定等の事務の取扱いについて

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合（心身の状態が変化し、要介護認定の区分変更が必要な場合を含む。）は、避難先の市町村において要介護認定等の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

また、避難前に受けていた要介護度が不明な場合は、上記の要介護認定等の事務の代行等を実施する前に、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

2. 要介護認定等の申請について

（1）新規申請、区分変更申請について

以下の事務連絡（参考 2）においてお示ししたとおり、要介護認定等の申請に当たり、氏名・住所・生年月日の申し立てを受けることで、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理して差し支えない。

また、避難した高齢者に係る要介護認定等の事務処理に相当程度（申請日から起算して 30 日より長期）の期間を要する場合、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 11 項の通知に代えて、電話等により 30 日以内に要介護認定が行えないことを申請者に伝えることも差し支えない。

（参考 2）令和 8 年熊本地震に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について（令和 8 年 7 月 28 日付け事務連絡）（抄）

標記災害の被災に伴い、熊本県の一部地域において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。当該地域の被保険者については、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定

居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情〔＝被保険者証等を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合〕により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし、引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

（２）更新申請について

被災により、要介護認定の更新時期に達した方が更新申請を行えない場合は、従前の要介護度で介護サービスの提供を継続し、災害対策業務が落ち着いた後に更新申請して差し支えないものとする。

３．認定審査事務について

（１）主治医意見書の取扱いについて

今般の地震により、主治医に意見を求めることが困難な状況もあると考えられることから、主治医に代わり、市町村から委嘱を受けた嘱託医等や避難所を巡回している医師等が主治医意見書に記載を行っても差し支えない。

また、以下の事務連絡（参考３）において、保険者の判断で、必要があると認めた場合、主治医意見書の様式に定められた項目について、傷病名、一次判定に必要な項目（認知症高齢者の日常生活自立度、短期記憶、日常の意思決定を行うための認知能力、自分の意思の伝達能力及び食事行為）及び特記すべき事項等に限定した記載として差し支えないこととしている。

（参考３）がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について（令和６年５月３１日付け事務連絡）（抄）

2. 迅速な要介護認定の実施について

(2) 主治医意見書の簡易な作成について

がん等の方に迅速な介護サービスの提供を実施する観点から、保険者の判断で、必要があると認めた場合、主治医意見書の様式に定められた項目のうち、傷病名、一次判定に必要な項目（認知症高齢者の日常生活自立度、短期記憶、日常の意思決定を行うための認知能力、自分の意思の伝達能力及び食事行為）及び特記すべき事項等に限定した記載のものを受理しても差し支えありません。

(2) 介護認定審査会について

避難元市町村及び避難先市町村において、避難元市町村の被保険者に対する要介護認定を実施するにあたっては、以下の取扱いをして差し支えない。

なお、都道府県においても、市町村から事務の委託を受け、介護認定審査会を設置して審査判定業務を行うことが可能であるので、市町村におかれては、必要に応じて、都道府県に相談されたい。

① 介護認定審査会の委員について

以下の通知（参考4）において、委員の確保が困難な場合には、保健、医療又は福祉の学識経験者であり、認定調査等の介護保険事務に直接従事していない市町村の職員に委員を委嘱して差し支えないこととしている。

したがって、今般の地震により、委員の確保が困難な市町村については、当該市町村の嘱託医、保健師及び社会福祉主事資格を有している者等に委員を委嘱することが可能である。

また、委員の確保が特に困難な場合には、認定調査等の介護保険事務に従事している者等に委員を委嘱することについても、例外的に可能とする。

② 合議体の構成について

以下の通知（参考4）において、委員の確保が困難な場合などは、委員の定数を3人とすることが可能であることとしている。

今般、さらに、被災者への円滑な審査判定を行えるよう委員の定数を2人とすることを可能とする。

また、同一の委員を複数の合議体に所属させることや、委員が所属していない合議体における審査判定に加わることも必要に応じて可能とする。

（参考4）介護認定審査会の運営について（平成21年9月30日付け老発0930第6号厚生労働省老健局長通知）（抄）

介護認定審査会運営要綱

1 目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

2 認定審査会の構成

1) 委員

委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。

(1)・(2) （略）

(3) 保険者との関係について

認定審査会における審査判定の公平性を確保するため、原則として保険者である市町村の職員を委員として委嘱することができない。ただし、委員確保が困難な場合、保健、医療又は福祉の学識経験者であり、認定調査等の介護保険事務に直接従事していない市町村の職員を委員に委嘱することができる。

(4)・(5) （略）

2) 合議体

(1) （略）

(2) 合議体の構成

合議体の委員の定数は、5人を標準として市町村が定める数とする。なお、以下の場合などにおいて、5人より少ない定数によっても認定審査会の審査判定の質が維持されるものと市町村が判断した場合、5人より少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、3人を下回ることはできない。

（略）

③ 介護認定審査会の開催方法について

以下の事務連絡（参考3）において、審査会の開催形式について、合議形式ではなく資料の持ち回りやオンラインによる実施など、市町村の状況に応じた形式とすることも可能としている。

（参考3）がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について（令和6年5月31日付け事務連絡）（抄）

3. 介護認定審査会の柔軟な運用について

（2）介護認定審査会の開催方法について

審査会の開催形式について、合議形式ではなく、資料の持ち回りや、オンラ

インによる実施など、市町村の状況に応じた形式とすることも可能とします。

4. 受給資格証明書が提示できない場合の取扱いについて

避難元市町村が受給資格証明書を発行できない等の場合については、氏名・住所・生年月日・従前の要介護度の申し立てを受けることで、受給資格証明書及び被保険者証の提示ができない場合においても、他の市町村へ避難された要介護高齢者については、介護保険法第36条の規定と同様に要介護認定を引き継ぐことができる。

その際、従前の要介護度については可能な範囲で避難元市町村に確かめる等した上で、避難元市町村から事後的に受給資格証明書の共有を受ける等、適切な対応を図られたい。

5. 介護が必要な被災者に対する周知及び適切な要介護認定等の実施について
各市町村におかれては、

- ・ 要介護認定を受けていない者であって、介護保険サービスが必要な者に対する要介護認定の申請についての周知
- ・ 地域の指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、避難所のボランティア等の紹介を行う等、要介護認定の申請代行についての周知

等を行い、介護が必要な被災者に対し適切な介護保険サービスが提供されるよう努められたい。